

IV 施策の展開方向

1 農林業の成長力強化 **重点施策**

(1) 園芸

ア 花き

【現 状】

安房地域は、カーネーションやストック、ひまわり等の切花を中心に 100 種類以上が栽培されていますが、産出額は令和元年房総半島台風等による被災等で減少傾向にあり（H26:694 千万円⇒H31:推定 411 千万円）、担い手も高齢化等により減少しています（JA 安房花卉部員 H26:1,552 人⇒R2:777 人）。古くからの産地で高い技術力を有していますが、スマート技術等の新しい技術の導入、気象変動や自然災害への対応が十分ではありません。また、家族経営が中心ですが、核家族化や従業員の高齢化によって労働力不足が顕著になりつつあります。一方で一部の法人では、全国に向けて求人を行い、外国人材を活用するなど労働力の確保を行っています。

販売面では、個人出荷で独自色を打ち出して販売活動を行う動きがある中で、農協が新しく集出荷場を整備して系統共選を強化するなど二極化されつつあります。また、新型コロナウイルス感染症の拡大により、冠婚葬祭の需要が大きく減った一方で家庭需要が伸びるなど、花き産業の変化を見据えて対応していくことが求められています。

【課 題】

- ① 生産性の向上と持続性を両立した生産基盤の強化
- ② 新しい生活様式に対応した販売力の強化
- ③ 中規模家族経営体からの変革と新規就農者の確保

【重点推進地域、主たる地域・対象】

安房農業協同組合系統共選

《農協花き取扱販売額》

（現状）6.8 億円 ⇒ （目標）8.5 億円

中規模家族経営体

《新規法人化数》

（現状）－ ⇒ （目標）4 件

《主な取組》

- ・労働力の確保
- ・出荷規格等の統一、集荷作業の改善、出荷データのデジタル化
- ・施設導入等による規模拡大
- ・省力化・労力負担軽減技術の導入
- ・自然災害対策（共済加入等）
- ・新規就農者等の確保
- ・物日等の需要期出荷技術の導入
- ・収入保険加入によるリスク回避
- ・鮮度保持技術の導入
- ・持続可能な農業への取組
- ・難防除病害虫、鳥獣害対策

《主な取組》

- ・経営方針・出荷戦略の確立
- ・労働力の確保
- ・高品質化
- ・収入保険加入によるリスク回避
- ・販売チャンネルの拡大
- ・自然災害対策（補強・共済加入）
- ・老朽化施設のリフォーム
- ・省力化・労力負担軽減技術の導入
- ・物日等の需要期出荷技術の導入
- ・鮮度保持技術の導入
- ・持続可能な農業への取組
- ・難防除病害虫対策、鳥獣害対策

【産地戦略・展開方法】

- ・労働力不足を補うため、外国人材等の多様な人材の活用を推進するとともに、省力化技術や自動ロボット防除機などを普及します。また、一部作業の委託や農外を含めた労働力補完の枠組みを検討する活動を支援します。
- ・規模拡大や安定生産、品質向上を図るため、低コスト耐候性ハウス、統合環境制御装置などのスマート技術の導入、老朽化した温室のリフォームを促進します。
- ・身体への負担を減らすため作業体系の見直しを行い、負担の少ない代替技術や人間工学に基づいた作業姿勢や作業動線の導入を促進します。
- ・近年多発する自然災害のリスクを回避するため、施設の補強やマニュアルによる保守点検・整備の実施を促進します。また、自然災害や社会情勢の変化によるリスク回避として園芸施設共済や収入保険への加入を促進します。
- ・地域環境の保全と施設園芸農業の健全な発展を図るため、環境保全型農業技術や高温対策技術の導入を支援します。また、発生した廃プラスチックの適正処理を促進します。
- ・農林総合研究センターや関係機関と協力して、難防除病害虫の防除技術を普及します。
- ・中山間地域における有害鳥獣害を軽減するため、物理柵設置等の対策を促進します。
- ・農地中間管理機構を活用して農地集積・集約化を行い、規模拡大、作業効率の改善を促進します。
- ・農協共選の販売力強化のため、出荷規格の統一や品質の平準化、出荷データのデジタル化や一元管理による速やかな情報発信による相対取引の増加に向けた取組を支援します。また、農協の作業の効率化のため、集荷方法の改善に向けた取組を支援します。
- ・新たな需要を創造するため、主に個人出荷している生産者と卸売・小売業者等の実需者が情報交換できる場を設ける活動を支援します。また、需要に合わせた品目転換、競争力強化のためのグループ共販やインターネット販売などの取組を支援します。
- ・農林総合研究センターと協力して、物日などの需要期に合わせて開花させるための栽培技術を開発・普及していくとともに、日持ちのよい花を消費者に提供するために鮮度保持技術、コールドチェーン、貯蔵技術の普及を推進します。
- ・地域の中核となる担い手の育成のため、栽培管理能力や経営管理能力の向上を図るとともに、経営方針や販売戦略の作成、経営継承や法人化等の経営改善の取組を支援します。
- ・JA安房花卉部や南房総『awahana!!』等の生産者組織活動を支援し、個人出荷者同士がコラボレーションした宣伝・販売、資材共同購入などの経営改善に向けた取組を促進します。また、生産技術の研さんそのための研修会などの取組を支援します。
- ・遊休農地・施設の活用推進や離農する経営体の事業を新規参入者に円滑に継承できるように関係機関との連携を図ります。

【関連する施策・事業】

- 第2次千葉県花植木振興計画
- 千葉県スマート農業推進方針
- 千葉県農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針
- 農地中間管理事業
- 「輝け！ちばの園芸」次世代産地整備支援事業
- 園芸生産拡大支援事業

- 「環境にやさしい農業」推進事業
- ちば新農業人サポート事業
- 力強い担い手育成事業

【達成指標】

項 目	現 状 (2 年度)	目 標 (7 年度)
安房地域花き産出額	41.1 億円※ (R 元)	70 億円
安房農協花き取扱販売額 (1~12 月・税抜)	6.8 億円	8.5 億円
新たな法人化	—	4 件
花き新規就農者（農家子弟・ 役員候補雇用就農を含む）数	—	12 人

※ 令和元年花き産出額は一部推計値を含む



新しく集出荷場を整備した農協共選



多くの雇用を抱える法人経営

イ 野菜 重点施策

【現 状】

安房地域では、冬季の温暖な気候を生かした特色ある品目の生産が行われています。

食用ナバナ（287ha）は、南房総市、鋸南町を中心に生産されており、地域の代表的な品目です。高齢化や台風被害により、産地としての栽培面積、生産者数は減少していますが、規模拡大を志向する生産者や法人の栽培面積が増加しているとともに、契約販売等の取組も進められています。

レタス（22ha）は館山市を中心に生産されていますが、高齢化により生産者数、産地面積は減少傾向にあります。ほ場区画が狭小であること、トンネル展張、出荷調製作業等負担の大きい作業が多いことにより規模拡大が困難となっていますが、産地維持に向け、後継者を中心に基盤整備への機運が高まっています。

いちご（5.7ha）は館山市、南房総市を中心に生産されており、観光いちご狩りや直売、市場出荷が行われています。高齢化により生産者数は年々減少しており、また、いちご狩り客数も減少傾向になっています。一方で、若い後継者や新規参入者等も増えており、担い手として地域に定着するための支援が必要です。

その他、在来枝豆、しとう、甘長とうがらし、さやいんげん、セルリー、れんこんなど、多彩な品目の栽培に取り組んでいます。

また、一部地域で企業の農業参入が進み、いちご、キャベツ、レタス、ハーブ類等が生産されていますが、一方で採算性の問題から撤退する企業もあります。

【課 題】

- ① 新たな担い手の確保
- ② 大規模経営体、後継者などの経営安定化
- ③ 生産出荷調製に係る労働負担の軽減
- ④ 栽培技術の改善による収量の向上

【重点推進地域、主たる地域・対象】

JA 安房菜の花部会
南総なばなネット
生産拡大意向を持つ生産者
『食用ナバナ販売金額』
(現状) 7.2 億円 ⇒ (目標) 8.9 億円

安房農業協同組合神戸支店管内
野菜生産者
『レタス等野菜販売金額』
(現状) 1.2 億円 ⇒ (目標) 1.5 億円

《主な取組》

- ・人材育成、労務管理能力向上による規模拡大支援
- ・新規出荷者の確保・育成に向けた受入体制の整備
- ・栽培技術の習得による新規出荷者の定着支援
- ・栽培技術の改善による収量性の向上

《主な取組》

- ・労働負担軽減技術の導入
- ・後継者組織の活動強化
- ・地域の中核的な経営体の育成
- ・地域農業の維持、発展に向けた人・農地プランの策定や基盤整備事業の検討
- ・新たな集出荷場を活用した新規品目出荷体制の構築

【産地戦略・展開方法】

- ・規模拡大を志向する生産者、後継者等産地の中心的な担い手となる経営体では、規模拡大に伴い、人材育成、労務管理等が経営上の大変な問題となっていることから、研修会の開催、視察等により、経営管理能力の向上を図ります。
- ・機械化、新たな出荷形態の検討を行い、生産者の生産出荷調製作業に係る負担軽減を図るとともに規模拡大を進め、産地の維持発展を図ります。
- ・関係機関と連携し、地域内外の就農希望者を受け入れ、新たな担い手確保に関する取組を進めます。また、栽培技術の習得により、新たな担い手の地域への定着を目指します。
- ・規模拡大に伴う労働力不足に対しては、法人間や異業種との連携、援農、農福連携等の仕組み作りを進め、地域雇用を生み出す経営体を育成します。
- ・気象条件に対応した栽培技術の改善、環境制御技術等のスマート農業技術の導入により、収量の向上を目指します。

【関連する施策・事業】

- 野菜指定産地の推進
- 指定野菜価格安定対策事業
- 「輝け！ちばの園芸」次世代産地整備支援事業
- 千葉県経営体育成支援事業
- 千葉県スマート農業推進方針

【達成指標】

項目	現状 (2年度)	目標 (7年度)
安房地域野菜産出額	43.4 億円 (R元)	66 億円
食用ナバナ販売金額	7.2 億円	8.9 億円
レタス等野菜販売金額	1.2 億円	1.5 億円



食用ナバナ経営力強化研修



レタスべたがけ栽培

ウ 果樹 重点施策

【現 状】

主要品目は、びわ（139.9ha うち施設 6.6ha）、かんきつ（温州みかん 70ha、中晩生柑橘 3ha、レモン 6ha）、いちじく（2.5ha）、なし（1.6ha）などで、個人宅配、直売所や道の駅などの販売、観光農園が主な販路です。主要品目の多くは、生産者組織があり、栽培技術研修や販売戦略の検討が行われ、高い品質を維持しています。一方、高齢化、後継者不足により生産者数は減少傾向にあり、鳥獣被害や令和元年房総半島台風等の影響により生産量は減少しています。

びわでは、生産者組織が収穫期予測情報を各生産者、市場関係者及び道の駅などに提供することで効率的な生産、効果的な販売に取り組んでいます。規模拡大や新たな担い手の確保に向けて、スマート技術の導入、平坦地栽培の拡大、園地の貸借推進の取組が始まっています。

かんきつでは、レモンの栽培面積が増加しており、新規参入者も増加しています。レモンの販売先については、系統出荷が中心で、単価が安定しています。

いちじくでは、夏季の観光果樹として期待され、館山市を中心に産地化に向けた取組が進められていますが、生産者数の増加は停滞傾向にあります。

この他、温暖な気候を活かし、パッションフルーツ（1.0ha）やマンゴー（0.4ha）などの熱帯果樹類が栽培されています。

【課 題】

- ① 令和元年房総半島台風等の被害からの復旧・復興
- ② 気象災害を受けにくい園地作り
- ③ 新規担い手の確保・定着、後継者の育成
- ④ 施設の再整備、スマート技術などの省力化技術の普及拡大による生産力向上

【重点推進地域、主たる地域・対象】

房州枇杷組合連合会

《改植面積》*

(現状) 1.8ha ⇒ (目標) 10ha

J A 安房温室びわ組合

《系統出荷額》*

(現状) 0.8 億円 ⇒ (目標) 1.2 億円

安房柑橘組合連合会

《経営規模を拡大する農家》

(現状) - ⇒ (目標) 10 戸

《主な取組》

- ・ 令和元年房総半島台風等の被害からの復旧・復興
- ・ 気象災害を受けにくい園地作り
- ・ 若手組織の活動強化
- ・ 新規担い手を確保するための体制作り
- ・ 省力化機械の導入
- ・ 難防除病害虫対策の推進
- ・ 戰略的な情報発信

《主な取組》

- ・ 若手生産者の栽培技術向上
- ・ 施設の改修・建て替え
- ・ 省力化機械の導入
- ・ 難防除病害虫対策の推進
- ・ 新品種への切り替え
- ・ 戰略的な情報発信

《主な取組》

- ・ 令和元年房総半島台風等の被害からの復旧・復興
- ・ 若手生産者の栽培技術向上
- ・ 新規担い手を確保するための体制作り
- ・ レモンの産地化
- ・ 新品種・新品目への切り替え
- ・ 省力化機械の導入

* 改植面積と系統出荷額はそれぞれ露地びわ、施設びわの合計

【産地戦略・展開方法】

- ・令和元年房総半島台風等の被害からの復旧・復興に向け、改植・園地再整備等によるほ場復旧支援や自然災害に強い栽培モデルの普及を推進します。
- ・若手生産者の技術向上を図るため、生産者組織、農林総合研究センター等との連携による集合研修や、新技術の導入を促します。
- ・新規参入希望者の研修受入、園地の貸借、第三者継承支援等により、新たな担い手の確保を推進します。また、園地の貸借システムを構築します。
- ・負担軽減、規模拡大を可能とするため、省力化機械やスマート農業の導入、拡大、環境整備を図ります。
- ・びわは、生産者組織等と連携して、生産販売戦略の構築、集出荷体制の整備、収穫期予測などの情報発信を戦略的に進め、ブランドの強化を進めます。
- ・作付の増加しているレモンの産地化に向けて、生産者組織と連携して、出荷規格の徹底により市場評価の向上を図り、PR活動、加工品の開発、農商工連携など消費・需要の拡大についても進めています。

【関連する施策・事業】

- 第12次千葉県果樹農業振興計画
- 「輝け！ちばの園芸」次世代産地整備支援事業
- 果樹経営支援対策事業
- 千葉県スマート農業推進方針

【達成指標】

項目	現状 (2年度)	目標 (7年度)
安房地域果実産出額	9.2億円（R元）	11億円
びわの系統出荷額	0.8億円	1.2億円
びわの改植面積	1.8ha	10ha
経営規模を拡大する経営体	—	20戸
レモンの栽培面積	6ha（R元）	10ha



台風被害から農道復旧に取り組むびわ生産者



空中散布用 ドローンによる防除試験

(2) 農産 重点施策

【現 状】

安房地域の水稻作付面積は3,090haであり、品種構成は「コシヒカリ」71.0%、「ふさこがね」11.0%、「ふさおとめ」11.0%、「粒すけ」2.5%となっています(令和2年、種子配付量からの推定値)。食味の良い「コシヒカリ」の栽培が最も多くなっていますが、「コシヒカリ」偏重の栽培は緩和されてきています。また、コシヒカリは倒伏しやすく、収量が低いことから、令和2年以降、耐倒伏性があり高収量の県育成品種「粒すけ」の普及が進みつつあります。

安房地域の水稻農家は2,002戸となっていますが、一方で、法人及び個人を含む5ha以上の認定農業者が50戸(うち、10ha以上が25戸)で、当地域の水稻作付面積の18.8%を5ha以上の認定農業者が担っています。高低差のある土地が多く、基盤整備による大区画化が図りにくいため、多くの水稻農家が小規模の経営となっており、基盤整備を実施した平場のほ場では農事組合法人を中心とした大きな経営体に農地が集積しています。今後は高齢農家の離農等により、農事組合法人、中堅以上の規模の農家及び若手農家への農地集積が加速することが予測されます。

また、当地域の水稻の生産目安は3,968.8haとなっており、生産調整が図られていますが、転作作物(飼料用米、WCS用稻及び加工用米)の作付は平成28年は149.4ha、令和2年は149.8haと横ばい傾向です。令和3年度は継続的な食用米の需要減、新型コロナウィルス感染症の拡大に伴う外食需要の減少等で米価が大幅に下落し、水稻農家の経営に大きな影響を与えています。中長期的な経営安定を図るため、転作作物の取組を推進します。

【課 題】

- ① 大規模経営体、集落営農組織などの経営安定化
- ② スマート技術などの省力化技術の普及拡大による生産性向上
- ③ 水稻多収品種の導入による収量向上
- ④ 転作作物導入による経営安定
- ⑤ 基盤整備によるほ場利用の効率化と農地の集積・集約

【重点推進地域、主たる地域・対象】

10ha以上の大規模経営体
《15ha以上の経営体数》
(現状)14戸 ⇒ (目標)23戸

基盤整備地域集落営農組織
《転作作物導入面積》
(現状)20.6ha ⇒ (目標)25.0ha

《主な取組》

- ・経営安定に向けた水稻单収の改善
(栽培品種の選定、多収技術の普及)
- ・飼料用米等の新規需要米の取組による所得の安定化
- ・スマート技術を活用した省力化
- ・今後の地域を担う若手農家の育成、定着

《主な取組》

- ・飼料用米等の転作作物の取組による所得の安定化
- ・農地集積による経営面積拡大、経営の効率化
- ・飼料用米等の省力・多収技術の習得による経営面積拡大への対応

【産地戦略・展開方法】

- 今後、高齢農家のリタイアや後継者の不在により、現在の中堅以上の水稻農家や農事組合法人に農地が集積されることが見込まれます。営農を続ける農家は主食用米、飼料用米等の用途に関わらず高収量を目指すことが経営安定につながるため、多収性品種の導入や収量向上技術の普及を推進します。
- 担い手の減少が見込まれる中山間地で農地を維持するために、中心経営体だけでなく地域ぐるみの農地の維持管理を推進すること、中心経営体にあってはスマート技術等の省力化技術の積極的導入による生産効率の向上を図ります。
- 基盤整備後は集落営農組織が担い手の中心となります。米価が低迷する中で、経営の安定化を図るために転作作物の導入拡大が必要となるため、市町、農協及び共済組合と連携して飼料用米やWCS用稻の作付けを推進します。また、農地の集積・集約による規模拡大に対応しつつ、転作作物の栽培を効率的に行うために、省力・多収技術を推進します。

【関連する施策・事業】

- 経営所得安定対策
- 飼料用米等拡大支援事業
- 飼料用米・加工用米等流通加速化事業
- 農産産地支援事業
- 千葉県農産産地パワーアップ事業
- 飼料生産拡大整備支援事業
- 千葉県スマート農業推進方針

【達成指標】

項目	現状 (2年度)	目標 (7年度)
5ha以上の担い手への集積率	18.8%	25.0%
転作作物栽培面積*	149.8ha	250.0ha
粒掛け作付面積	60ha	200ha

* 管内4市町での栽培面積(飼料用米、WCS用稻及び加工用米)



粒掛け栽培現地検討会

(3) 畜産 重点施策

【現 状】

酪農発祥の地を有する安房地域では、県内有数の酪農地域として、古くから家族経営を主体とした酪農経営が発展してきたほか、労働軽減などの対応として酪農から転換した黒毛和牛の繁殖経営が行われています。

地域の畜産産出額の8割(437千万円)を占める酪農経営においては、戸数、頭数ともに減少傾向となっています。高齢化、後継者不在等の理由により、今後も減少傾向が続くことが懸念され、関係人口の減少や飼料作物生産等の農地利用の縮小など、安房地域の将来に与える影響は少なくありません。

一方、近年では飼料生産コントラクター、TMRセンター、育成牧場等の活動により、作業の外部化が進展し、飼養管理の向上や規模拡大につながっているほか、畜産クラスター事業を活用した大規模な施設整備等、次世代につながる取組が行われています。令和2年には館山市に搾乳ロボット等の先端技術を取り入れられた地域最大規模の酪農場が完成し、作業の効率化・省力化、牛舎環境の改善等を実現しており、地域への波及が期待されています。

【課 題】

- ① 新技術活用等による生産性向上の推進
- ② 自給飼料基盤に立脚した畜産経営の展開
- ③ 畜産クラスターを活用した高収益型畜産の確立
- ④ 空き牛舎等の経営資源の継承

【重点推進地域、主たる地域・対象】

経営主が60歳未満[※]又は後継者の確保が見込まれる酪農経営体
《年間販売乳量》
(現状)20.5千t ⇒ (目標)22千t

安房農業協同組合伏姫和牛改良組合
《年間子牛販売頭数》
(現状)111頭 ⇒ (目標)120頭

《主な取組》

- ・飼養管理改善
- ・飼料生産拡大
- ・省力化・外部化促進
- ・施設・機械の更新
- ・乳用後継牛の効率的な確保
- ・空き牛舎等経営資源の活用推進

《主な取組》

- ・飼養管理改善
- ・飼料生産拡大
- ・和牛改良促進
- ・省力化・外部化促進
- ・施設・機械の更新
- ・後継牛の効率的な確保
- ・空き牛舎等経営資源の活用推進

※ 経営主年齢は令和2年4月1日現在

【産地戦略・展開方法】

- ・収益性の高い酪農経営実現のため、牛群検定等のデータ活用や飼養管理技術の改善を支援し、1頭当たりの生産性向上を推進します。また、性別別精液や受精卵移植の活用による乳用後継牛の効率的な確保を推進し、子牛販売額の増加による経営安定化を図ります。

- ・和牛肥育素牛生産地の拡大のため、ゲノミック評価等の新技術の活用や優良な系統の繁殖牛の増加等により、発育良好な子牛生産を推進します。
- ・牛舎等生産施設の再整備や搾乳ロボット、分娩監視装置等のICT、IoTを活用した新技術の導入、酪農ヘルパーや飼料生産コントラクター組織の強化、育成牧場の活用等による作業の省力化・外部化を支援し、経営の高度化とゆとりの確保を推進します。
- ・水田・荒廃農地等を活用した飼料生産や放牧利用を支援します。また、耕種農家との連携による飼料生産や家畜ふん堆肥の活用を支援し、地域と調和した畜産経営を推進します。
- ・生産コスト削減や規模拡大等による高収益型畜産の確立のため、地域が一体となった畜産クラスター協議会の設立や取組の向上を支援します。
- ・牛舎等の経営資源の継承が、規模拡大、新規参入を目指す経営体の初期投資の抑制や地域の生産維持につながるため、空き牛舎等の情報を集約し、有効活用できるシステムの構築を推進します。
- ・酪農発祥の地を有することを活用し、他産業との連携や牛乳・乳製品の6次産業化等による、多面的な価値の創出を推進します。

【関連する施策・事業】

- 第8次千葉県酪農・肉用牛生産近代化計画
- 千葉県家畜改良増殖計画
- 千葉県畜産競争力強化対策整備事業
- 畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業（機械導入事業）
- スマート畜産推進事業
- 飼料生産拡大整備支援事業

【達成指標】

項目	現状 (2年度)	目標 (7年度)
安房地域畜産産出額	54億円 (R元)	58億円
乳牛1頭当たり年間販売乳量	8,782kg	9,100kg
水田活用による飼料生産面積 (飼料作物、WCS用稲、飼料用米)	399ha	530ha



省力化機械導入事例（搾乳ロボット）



稲WCS生産・利用推進研修会

(4) 森林・林業 重点施策

【現 状】

安房地域の森林面積は、31,436ha で、このうち人工林は 11,810ha（人工林率 37.6%）あり、その多くが主伐期を迎えていました。しかし、木材価格の長期低迷や森林所有者の高齢化により、経営意欲が低下し、多くの人工林では間伐などの森林整備も十分に行われてきませんでした。

このため、森林所有者に代わって千葉県森林組合安房事業所が地域の森林管理を受託し、森林経営計画の認定を受け補助事業を活用して森林整備に取り組むとともに、間伐材等の搬出と活用を進めていますが、複雑かつ急峻な地形、路網の不足などから、整備できる森林は地域の一部に限られます。また、個々の森林所有者の持つ森林面積が小さいため、集約化に手間と時間がかかることも整備面積を増やす制限要因となっており、木材搬出できる森林が限られ、木材の安定供給が進んでいません。

このような状況下ですが、森林組合では、作業の効率化のためにプロセッサ、グラップルバケット等の高性能林業機械の導入や、路網整備の推進を図るなど、間伐材の搬出量の増大に向けた取組が積極的に進められています。

木材の利用についても、管内的一部市町においては公共建築の木造化が検討されているところであり、また、既に令和4年度から予定されている農林総合研究センター森林研究所の管理棟の建替えに向けて安房地域の県有林で生産された木材が供給されるなど、具体的な動きも出てきていることから、今後は一層安定的に森林整備と木材搬出が進められることが望まれます。

【課 題】

- ① 民有林の団地化促進による施業地の確保
- ② 木材搬出の促進

【重点推進地域、主たる地域・対象】

千葉県森林組合安房事業所

《材の搬出量》

(現状) 481 m³/年 ⇒ (目標) 600 m³/年

森林所有者

《施業地の団地化》

(現状) 1 件 ⇒ (目標) 3 件
(令和3年度からの累計)

《主な取組》

- ・ 施業の団地化促進
- ・ 森林経営計画に基づく計画的施業
- ・ ICT 技術・高性能林業機械の活用
- ・ 路網整備の推進

《主な取組》

- ・ 森林経営管理に関する意向調査の実施
- ・ 森林整備に前向きな森林所有者の掘り起こし（市町との連携）
- ・ 森林組合による施業地の団地化と
- ・ 受委託による施業の推進

【産地戦略・展開方法】

- ・市町による森林環境譲与税を利用した森林の経営管理に関する意向調査の実施を促し、森林整備に前向きな森林所有者の掘り起こしと把握を行い、これら所有者をまとめて森林施業の団地化を進めます。
- ・森林経営計画制度と森林整備補助事業を有効に活用して、森林組合が複数年に渡る計画的な施業を実施できるよう支援します。
- ・作業員の負担を軽減し、作業の効率化を図るため、ICT の導入や作業における高性能林業機械の活用を推進します。

【関連する施策・事業】

- 南部地域森林整備計画
- 市町森林整備計画
- 森林整備事業
- 森林環境譲与税の活用
- 高性能林業機械のレンタル支援事業
- 森林経営計画推進事業
- 県営林の整備・管理の推進

【達成指標】

項目	現状 (2年度)	目標 (7年度)
施業地の団地化	1件	3件
材の搬出量（森組+県有林）	884 m ³ /年	970 m ³ /年



高性能林業機械による間伐材の搬出

(5) スマート農業の推進

【現 状】

安房地域では省力化や生産管理の最適化等を目的として、農薬散布用ドローンや園芸施設の総合環境制御装置、搾乳ロボット等が活用されているほか、高齢化による集落機能の低下に伴い、省力化が待望される農業用堰土手の管理にラジコン草刈機が導入される等、農業に関わる様々な場面でスマート技術の普及が進みつつあります。

一方、スマート農業に関する機械は比較的導入コストが高く、技術の進歩が著しいため、導入時期の判断が難しくなっています。

今後、スマート技術を導入し、経営の発展を目指す農業者は更に増加することが予想され、農業者が最適なスマート技術を選択できるよう支援する必要があります。

また、高額な大型スマート農機やドローンについては、導入コストを低減できるよう、地域内でのシェアリング体制の構築を検討していく必要があります。

【課 題】

- ① 地域に適したスマート技術の実証、普及定着
- ② 農業者への理解の促進

【展開方法】

- ・ 農業者がスマート農業を知り、最適な技術を選択できるよう、国や民間企業が開発したスマート技術の実証を行うとともに、当地域における優良な活用事例を収集し、農業者に広く情報提供を行います。
- ・ 既にスマート技術を導入している農業者を対象に、営農管理システムやリモートセンシングによって得たデータを作業や栽培管理への精密化に生かせるよう支援を行います。
- ・ 補助事業の活用推進等により、スマート農業に取り組むための機械や装置、具体的には直線アシスト作業機や農薬散布用のドローン、園芸用ハウス内の環境モニタリング装置、牛の発情発見システムなどの導入を支援します。
- ・ 農地の多くが条件不利地である中山間地域に属するため、これらの条件に適応したスマート農機の開発・改良をメーカーに働きかけていくことを検討します。

【関連する施策・事業】

- 千葉県スマート農業推進方針
- 「輝け！ちばの園芸」次世代産地整備支援事業（スマート農業推進型）
- スマート農業導入実証事業
- 千葉県次世代につなぐ営農体系確立支援事業
- スマート畜産推進事業

【達成指標】

項目	現状 (2年度)	目標 (7年度)
スマート技術導入経営体数（延べ）	54 経営体	108 経営体



ラジコン草刈機による農業用堰土手の除草作業実演



栽培講習会での農薬散布用ドローンの紹介

(6) 販売強化・6次産業化の推進

【現 状】

安房地域の常設直売所は27カ所あり、安房特産の農産物（花き類、びわ、柑橘類など）や水産物などが並び、地元住民だけでなく県内外からの観光客が訪れる地域農業の発信基地となっています。また、いちご狩りやみかん狩り、棚田のオーナー制度など地域資源を生かした観光・体験農業が行われています。

近年は、新型コロナウイルス感染症の拡大を契機として、内食需要が増加傾向にある一方で、バスツアー客や宿泊客の激減の影響を受けている事例も見受けられるところです。

6次産業化の取組では、牛乳・バラ花弁加工・蜂蜜・いちご加工が総合化事業計画認定を受け、生産・販路拡大に努めています。

また、直売・交流施設の新設（館山市1件）、地域直売施設へ供給する加工施設の増設（南房総市1件）が計画されるなど、生産・販売拠点の整備が進んでいます。

【課 題】

- ① 地域の直売・交流施設への交流人口の拡大と農水産物の地産地消等の販売拡大
- ② 食品加工における生産工程管理や環境にやさしい農業への取組の推進、消費者への周知・食育の推進
- ③ 地域消費以外の販路拡大
- ④ 地域特産品（レモン等）の6次産業化に取り組むビジネスモデルの育成

【展開方法】

- ・直売・交流施設による、地域の特色ある生鮮食品や加工品・食などの情報を発信するための環境整備を支援するとともに、地産地消を推進します。
- ・6次産業化に取り組む農林業者を支援するため「6次産業化サポートセンター」と連携し、6次産業化の総合事業計画の認定に向けて支援します。
- ・6次産業化に取り組む際に必要となる加工、販売施設等の整備を支援します。

【関連する施策・事業】

- ちばの6次産業化ネットワーク活動の推進
- 農業経営多角化支援事業
- 第4次千葉県食育推進計画
- ちば食育活動促進事業

【達成指標】

項 目	現 状 (2年度)	目 標 (7年度)
6次産業化を目指す経営体数	4 経営体	8 経営体

(7) 環境保全型農業の推進

【現 状】

農業で生産力向上と持続可能な生産体制の構築が求められる中、化学合成農薬抑制など、環境負荷軽減を認識している生産者は多く、将来にわたり、消費者の求める新鮮で安全な農産物の供給に努めています。

このような中、エコファーマー認定（54戸）やちばエコ農業（延べ231戸）が取り組まれていますが、認定者や認証農産物が年々減少傾向にあります。この要因としては、主に生産者の高齢化やスケールメリットがあげられます。

また、地域では水稻・野菜を主体に有機農業を志向する経営体数は55経営体ありますが、有機JAS認証を取得している経営体はいません。この要因としては、ほとんどのケースが相対取引で行われている他、認証に係るコスト等が考えられます。

【課 題】

- ① エコファーマー認定やちばエコ農産物認証の制度普及
- ② 有機農業の啓発・技術普及

【展開方法】

- ・持続性の高い農業生産方式導入計画の策定を支援し、エコファーマー認証を推進します。
- ・ちばエコ農産物の栽培計画に係る登録及び認証手続きを支援します。
- ・有機農業に係るグリーンな栽培体系への転換サポート及び環境保全型農業直接支援対策に併せた取組を支援します。
- ・GAP(農業生産工程管理)認証について研修等を活用し取組の支援を行います。

【関連する施策・事業】

- 「環境にやさしい農業」推進事業
- 「ちばエコ農業」推進基本方針
- みどりの食料システム戦略緊急対策交付金（有機農業産地づくり推進緊急対策事業、グリーンな栽培体系への転換サポート 他）
- 環境保全型農業直接支援対策事業
- 千葉県GAP推進事業
- 第3次千葉県有機農業推進計画

【達成指標】

項 目	現 状 (2年度)	目 標 (7年度)
有機栽培志向経営体数 (チャレンジ経営体数)	55 経営体	60 経営体

(8) 食の安全・安心

【現 状】

安全で美味しい地域農林水産物の供給に向け、農薬等の適正使用やHACCP等に沿った衛生管理を目指し、生産者や関係機関は食の安全確保に関連した取組を推進していく必要があります。

また、消費者の信頼を確保していくため、食育の観点から食に関する知識の習得や農業生産の理解など、地域の関係機関が連携し合い食育活動を推進していく必要があります。

【課 題】

- ① 農薬の適正使用
- ② 食品表示に対する信頼性の確保
- ③ 食育の推進

【展開方法】

- ・ 農薬の適正使用推進のための研修会の開催、巡回指導（立入検査）等を実施します。
- ・ 食品表示の適正化を図るための個別相談、巡回調査の実施、啓発資料等を配付します。
- ・ 安房地域食育推進会議を中心に、食育活動情報交換会等を通じた食育の推進を図ります。

【関連する施策・事業】

- 農薬安全使用・リスク管理推進事業
- 食品表示等適正化推進事業
- 第4次千葉県食育推進計画
- ちば食育活動促進事業

【達成指標】

項 目	現 状 (2 年度)	目 標 (7 年度)
農薬適正使用の推進巡回 (累計)	20 件	100 件
安房地域食育推進会議等の開催 (累計)	2 回	10 回

令和2年度第5回食育活動表彰（農林水産大臣賞）



プロジェクト鴨川味の方舟（鴨川市）



チッコカタメターノ和善（郷土食）

(9) 災害等への危機管理強化

【現 状】

令和元年房総半島台風をはじめ、局所的なゲリラ豪雨等による風雨害の他、干ばつや冷害、高温等、近年の異常気象の多発により、安房地域の農業は大きな影響を受けています。

また、新型コロナウイルス感染症の拡大による販売活動への影響や、高病原性鳥インフルエンザや豚熱をはじめとする家畜伝染病の感染に対する危惧など、農業経営のリスクは増しています。

一方、これらのリスク管理に対する生産者の関心の高まりから、有事に備えた生産体制の見直しや各種支援制度への加入が進んでいます。また、新型コロナウイルス感染症の拡大に対しては、高収益次期作支援事業や経営継続支援事業が活用されました。

【課 題】

- ① 各種セーフティーネット等制度の周知と理解促進
- ② 気象災害に備えた生産体制強化
- ③ 危機管理能力の向上

【展開方法】

- ・ 園芸施設共済や収入保険等の農業保険、セーフティーネット等各種制度への加入を促進し、気象災害発生時の農業者の経営に対する影響を最小限に抑えます。
- ・ 市町や生産組織、共済組合等との連携を強化することで、気象災害や家畜伝染病等の発生が予測される場合の農業者への注意喚起及び被害防止、発生時の速やかな復旧支援を行います。
- ・ 施設の補強等による強靭化や自力施工等に関する技術研修会を開催することにより、リスクに備えた農業者自身による取組を促進します。
- ・ 試験研究機関や民間組織と連携し、各種農業被害低減技術の開発と検証及び現地への普及拡大によって、リスク低減に向けた技術導入を進めます。
- ・ 非常用電源の整備や非常時を想定した迅速な復旧方法の計画化、農業版 BCP（事業継続計画）への取組等によって、農業者の危機管理能力の向上を図ります。

【関連する施策・事業】

- 千葉県経営体育成支援事業
- 園芸産地における事業継続強化対策補助金
- 天災資金、千葉県農業・漁業災害対策資金
- 園芸施設共済・収入保険制度

【達成指標】

項 目	現 状 (2 年度)	目 標 (7 年度)
施設等補強事業の新規実施数	—	10 経営体



強風対策研修会



農業者による被害防止チェック活動

2 担い手育成

(1) 多様な人材の確保・育成

ア 認定農業者や大規模経営体の経営発展支援 **重点施策**

【現 状】

令和2年度末の安房管内認定農業者数は386 経営体と平成29年度末の449 経営体と比べ、農業者の高齢化等により減少傾向にあります。一方、法人の割合は12%から15%へ増加しており、農地を意欲的に集積・集約し、雇用を活用しながら規模拡大を志向する大規模経営体が現れ、その多くが法人化するなど、農業者の企業経営化が進んでいます。

これらの農業者は、地域に雇用を生み出しながら農地を維持する中核的な担い手として期待されており、更なる規模拡大を図るために、他産業等をモデルとした経営改善手法を導入し、安定した経営を目指すことが重要になります。

また、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会を契機にGAP等の取組に対する関心も高まっており、現在3経営体が国際水準GAPを取得しています。

【課 領】

- ① 労働力の確保・就労環境の整備
- ② 法人経営体間の連携強化
- ③ 法人化、企業的経営体制の確立
- ④ G A P的な経営改善手法導入による経営リスク低減
- ⑤ 認定農業者制度の活用促進

【重点推進地域、主たる地域・対象】

農産物販売金額1,000万円未満の経営体
《農産物販売金額1,000万円以上の経営体数》
(現状)282 経営体 ⇒ (目標)495 経営体

規模拡大に意欲的な農業者
《法人農業経営体数》
(現状)75 経営体 ⇒ (目標)100 経営体

《主な取組》

- ・認定農業者制度の周知及び認定へ向けた情報提供
- ・関係機関と連携した申請を契機にする経営指導
- ・認定農業者向け各種事業、制度資金の活用促進

《主な取組》

- ・関係機関と連携した法人化と経営計画作成支援
- ・法人経営体へ向けた事業実施と就業環境整備や「するGAP」による経営体制強化指導

【展開方法】

- ・研修会、情報交換会等の開催により、農業法人を運営する上で必要な経営主としての経営能力を向上させるとともに、法人間の交流を促し、法人間連携による新たな取組の創造を図ります。
- ・関係機関と連携し規模拡大に意欲的な経営体の法人化を支援するとともに、経営発展に必要な就労環境等の雇用導入に係る基盤整備を推進します。
- ・農家、団体及び関係機関を対象にした農業生産工程管理(G A P)の研修会等を開催することでG A Pの普及を推進します。

- ・制度の周知により認定農業者の取得を促進するとともに各種事業、制度資金の活用を促すことで、経営発展を支援します。
- ・各種研修会、専門家派遣制度等を活用し、農業経営の発展に合わせた支援を行います。

【関連する施策・事業】

- 農業経営基盤強化促進法
- 農地中間管理事業
- 法人化及び法人の経営改善に係る事業
- 雇用導入・就労環境の整備事業
- 千葉県G A P推進事業

【達成指標】

項目	現状 (2年度)	目標 (7年度)
管内認定農業者数	386 戸	450 戸
認定農業者のうち農業法人数	15 戸	30 戸
家族経営協定締結数	96 戸	108 戸

イ 新規就農者等の確保・定着

【現 状】

地域の農業従事者は、高齢化の加速や後継者の不足等により減少傾向が続いている一方で、担い手の確保・育成が地域農業を維持するための主課題となっています。近年は、親元就農の他、地域外からの新規参入者や法人参入、雇用による就農者、離職就農者、定年帰農者等、多様な形態での新規就農事例が増えています。これらの多様な新規就農者は、就農直後から経営主であったり、就農後の早い段階で経営の主力となることが期待されています。

また、安房拓心高校と連携して行っている就農啓発活動では、例年、卒業生の就農誘導に成果があり、就農意欲の向上につながっています。

平成27及び28年の新規就農者数は41人、24人と20~40人で推移している一方、総農家戸数は平成27年から令和2年までで1,338人減少しているなど、就農者数は減少に追いついていません。そのため、半農半X等、従来の就農区分に捉われない就農受入れ体制を整えることや潜在就農候補者の掘り起こしを行い、育成支援していくことで農業従事者の確保・定着を図る必要があります。

あわせて、多くの新規就農者は経営が安定するまで制度的な支援、地域とのつながりを必要としており、定着に向けては市町をはじめ、(一財)南房総農業支援センターや鴨川市ふるさと回帰支援センター等の指導団体や支援機関と連携して複合的な支援を継続的に行ってています。

【課 題】

- ① 後継者確保のための就農促進
- ② 新規就農者の段階的研修による知識・技術経営能力の習得・向上
- ③ 潜在就農候補者の掘り起こし
- ④ 多様な就農形態に応じた支援体制の確立

【産地戦略・展開方法】

- ・概ね45歳までの新規就農者は、親元就農にあっても早期に経営の主力としての実力養成を行い、新規参入ではいち早く栽培技術・経営能力の習得が必要ですが、体系的に学ぶ場は多くありません。農業経営体育成セミナーでは3年間のカリキュラムを通して、青年農業者等の新規就農者に対し、農業の基礎知識、基本的技術の習得から、プロジェクト活動による課題解決能力の獲得、経営能力の習得を図ります。セミナー受講生同士の交流だけでなく、地域の指導農業士や農業士及び農業青年団体との交流を通して、経営改善能力の養成、地域への定着を図ります。
- ・農業従事者の高齢化や人口減少により、地域内での若い労働力を確保することが難しくなっています。そのような中、近年、援農ボランティアの必要性が高まっており、農業生産の維持・振興をより広くサポートする人材の育成を行います。また、生産者を講師としたセミナーを開催し、援農ボランティアと生産者の接点を作り、スムーズなマッチングを図ります。
- ・農業経営体育成セミナー修了又は同等の営農能力を有した青年農業者は、経営発展を実現するためにはさらに知識技能をスキルアップする必要があるため、段階的に育成

を図ります。知識技能のスキルアップを目的とした研修会の開催、専門家派遣などの活用により、経営計画実現のためのフォローアップを推進します。

- ・新規就農者の確保に向け、新規就農希望者や二拠点生活者の就農意欲の向上に関係機関と連携して努めます。

【関連する施策・事業】

- ちば新農業人サポート事業
- 力強い担い手育成事業
- 新規就農者育成総合対策
- 青年等就農資金

【達成指標】

項目	現状 (2年度)	目標 (7年度)
新規就農者数	33人/年	35人/年 (令和4年度 ～7年度平均)
新規就農者向け研修受講者数 (農業経営体育成セミナー卒業数)	5人	30人
援農従事者向け研修受講者延べ人数	76人	120人
スキルアップ研修受講生延べ人数	10人	35人



アグリサポーターセミナー（レモン収穫）



農業経営体育成セミナー（相互訪問研修）

ウ 小規模経営体の経営発展支援

【現 状】

安房管内の農業経営体の大部分は家族経営であり、自給的農家は安房地域全体の41.5%で、経営耕地面積が1ha以下の経営体も38.9%を占めており、合わせると地域全体の8割となっています。これらの小規模経営体が産地に寄与する割合は高く、管内の直売所への出荷も多いため、多彩な品ぞろえで集客に大きく貢献しています。また、農村環境とともに農業地域のコミュニティー維持にも貢献しています。

さらに、これらの経営体の中には6次産業化や環境に配慮した持続的な農業を志向するなど、従来の農業経営スタイルに捉われない独自の経営に取り組む例もあり、特色を活かして地域の活性化につながっています。

【課 題】

- ① 家族経営の持続化を可能とする労働条件の整備
- ② 特色ある取組に対する支援
- ③ 農業者間の交流促進による組織化
- ④ 販売手法の開拓

【展開方法】

- ・ 小規模農家の経営の安定化を目指し、生産・販売及び家族経営に関する知識・技術習得を、研修会や現地指導を通して支援します。
- ・ レモン、れんこん、えだまめ等の特色ある品目が直売所等の地域流通における特產品目となるよう、生産を強化するとともに新規取組者の確保・育成を図り、小規模農家が主体となる新たな産地形成を目指します。
- ・ 安房地域の特色活かした品目や加工品、環境に配慮した栽培による農産物等をその附加価値を活用して収益の向上につなげる販売手法の開拓を支援します。
- ・ 消費者交流事業を促進することで、小規模農家が取り組む品目のPRにつなげ、産地や地域の特色的認知向上を目指します。

【関連する施策・事業】

- 小規模農家等支援事業
- 農業経営多角化支援事業



れんこん栽培ほ場（鴨川市）

【達成指標】

項 目	現 状 (2 年度)	目 標 (7 年度)
レモン、れんこん及びえだまめの新規栽培者数	—	15 経営体
新規園芸品目の栽培面積増加※	—	2.0ha

※新規導入品目のレモン、れんこんの栽培面積

エ 女性農業者の活躍支援

【現 状】

安房地域では、地域を牽引する女性農業者や農産物を加工販売する女性起業家の高齢化が進んでいます。これまで若手女性農業者の育成を目的として農業経営についての研修を行い、若手女性農業者グループ「ひだまり」や世代を超えて組織した「安房女性農業者ネットワーク（ひかり）」といったネットワーク作りを進めてきました。また、女性指導農業士が認証され、若手女性農業者が農業委員に登用されるなど、社会参画に踏み出す女性農業者が現れ始めています。

しかし、経営に主体的に参画し、起業に取り組むような若手女性農業者はまだ少なく、女性の意見を組織や社会に反映するためには社会参画も推進する必要があります。

【課 題】

- ① 農山漁村男女共同参画推進計画の実現
- ② 家族経営協定の締結
- ③ 組織等の役員への女性登用
- ④ 女性組織活動の活発化

【展開方法】

- ・ 農山漁村男女共同参画推進計画の実現に向け、女性農業者が重要な担い手やリーダーとして能力を十分發揮できるよう、経営参画、能力向上、起業活動及び地域社会への参画を関係機関と連携して推進します。
- ・ パートナーとの共同経営化や経営継承等の機会に家族経営協定の締結を推進し、女性の経営参画を促すと共に、就農支援や働きやすい環境の整備を促します。
- ・ 男女共同参画に積極的に取り組んでいる事例や組織活動の事例等を農業関連団体と情報共有し、参画による組織活性化効果を示すことで組織等の役員への女性登用を推進します。
- ・ 女性組織の活動支援及び女性農業者の交流を支援することで、次世代の農業経営を担う女性後継者や地域、産地をけん引し活躍できる女性リーダーを育成します。

【関連する施策・事業】

- アグリウーマンイノベーション事業

【達成指標】

項 目	現 状 (2 年度)	目 標 (7 年度)
家族経営協定締結数（再掲）	96 戸	108 戸
女性の認定農業者数	31 人	50 人
女性の農業士等認証者数	11 人	14 人

才 労働力の確保

【現 状】

農業者の高齢化及び地域住民の減少と、意欲的に規模拡大に取り組む経営体の増加に伴い、労働力の確保がボトルネックとなり、持続的な営農や経営発展が阻害されています。これに対し、行政と生産組織による第3セクター・や飼料生産組合によるコントラクター事業が行われているほか、農業者間での受委託なども実施されています。

また、規模拡大に意欲的な農業者の中には、外国人材の導入や地域外からの労働者導入を積極的に進めて経営発展を行っている例もありますが、多くは受入れ体制が不十分な状態にあります。

安房地域での農福連携の取組はわずかですが、農業経営体における労働力の確保や障害福祉サービス事業所における賃金・工賃の向上や障害者的心身状況の改善など、農業と福祉の双方に良い効果をもたらすことが期待できます。

【課 題】

- ① 農作業の分業化、共同化による負担軽減
- ② 外部からの労働力確保、活用支援
- ③ 労働力の流動化促進と新たな地域住民による労働力の発掘

【展開方法】

- ・ 南房総農業支援センター・や安房農業協同組合と連携し、労働力不足の解消や農家支援について情報共有します。
- ・ 農作業受託組織やコントラクター事業、作業の共同化への取組を支援し、労働力の分散を防ぐことで、農業者の作業負担軽減と効率化を図ります。
- ・ 外国人材や地域外からの農業従事希望者の受入れ環境を整備するとともに使用者である経営主の雇用能力、人材活用能力向上を支援します。
- ・ 農業者間の労働力の流動化を促進し、各経営体の実情に応じた柔軟な労働力確保と運用を図ります。また、農福連携や他産業間との労働力共有化を検討することで、地域住民と農業者のそれぞれのニーズに応じた地域の潜在的な労働力活用を進めます。

【関連する施策・事業】

- 農業雇用労働力対策就業環境整備事業
- 農業雇用条件改善推進事業
- 農福連携推進事業

【達成指標】

項 目	現 状 (2 年度)	目 標 (7 年度)
雇用改善に向け事業を活用する経営体数	一	10 経営体
雇用を活用している経営体数（常時雇用）	112 経営体	150 経営体

力 林業就業者の確保及び林業事業体の育成

【現 状】

現在、木材価格の長期低迷や森林所有者の高齢化・世代交代などから森林整備の中心的な担い手は森林所有者自身から森林組合等の林業事業体に移っています。安房地域では平成30年、令和元年と新たに2事業体が知事認定を受け、令和3年6月現在、6つの認定林業事業主が存在しています。地形条件等の厳しい安房地域において、森林整備の推進には造林補助事業の活用が不可欠ですが、森林所有者と直接、受委託契約を結び、補助金の申請手続きを行っている認定林業事業主は千葉県森林組合（安房事業所）のみで、他の林業事業体は森林組合の下請けで森林整備を行っている状況です。

安房地域は県内でも森林面積が大きく、森林整備を推進するための担い手の数は十分とは言えません。担い手数を増やすには、森林整備事業を安定的に確保し、雇用条件を改善する必要があります。

令和2年には鴨川市及び南房総市が森林組合に委託して、各市の現状を踏まえた森林整備計画を作成しました。今後はこれらの計画を市が活用し、森林組合と連携して森林整備を進めていくことが期待されます。

【課 題】

- ① 林業事業体の経営の安定化
- ② 森林整備事業全体を管理できる人材の不足

【展開方法】

- ・ 森林所有者から森林組合等の林業事業体への森林管理の受委託契約を推進し、森林経営計画に基づく効率的な森林整備を進め、林業事業体の経営の安定化を図ります。
- ・ 林業事業体が市町の森林整備計画に基づく森林整備の担い手となるよう、市町と連携して林業事業体の育成を図ります。
- ・ 林業事業体が直接受託できる委託事業を市町が森林環境譲与税を活用して創設できるように、市町に森林整備事業の設計に関する歩掛り、設計書案の提供などの支援を行います。
- ・ 森林経営管理協議会と連携して、森林施業プランナー等、効率的な森林整備を推進する人材を育成するための研修を実施します。
- ・ 林業事業体が補助事業を活用できるよう森林経営計画の作成や補助金申請手続きについて支援します。

【関連する施策・事業】

- 森林環境譲与税を活用した森林整備事業の推進
- 森林経営管理制度
- 林業就業者等に対する研修の実施

【達成指標】

項 目	現 状 (2 年度)	目 標 (7 年度)
私有林の整備面積	34ha/年	45ha/年
私有林の森林整備事業を受託する事業体数	1 事業体	2 事業体
森林環境譲与税を活用した森林整備を行う市町	1 市	4 市町

(2) 集落営農の推進 重点施策

【現 状】

安房地域においては、過疎化・高齢化・兼業化の進展による担い手不足などから、集落機能が低下しつつあります。これにより農道・農業用水路などの生産基盤の維持管理が困難になり、また、イノシシなどによる農作物被害もあり、生産意欲の低下による農地の荒廃が進んでいます。

このような状況の中、集落営農組織による農地の維持、管理は地域の重要な課題となっています。そこで、関係機関・団体で組織する「安房地域集落営農支援プロジェクトチーム」を設置し、各地域で重点的な支援を行う集落を定めた上で、研修会を開催するなど、営農組織の育成を支援しています。また、市町とも連携し、将来の地域ビジョンである「人・農地プラン」実質化の取組を推進しており、現在14集落でプランの実質化が完了し、25集落で実質化に向けた話し合いが進められています。今後、高齢の農業者のリタイアが進む中、地域外からの移住者や新規参入者の力も借りながら、集落機能を維持していく取組が期待されます。

【課 題】

- ① 集落営農組織の育成、組織化
- ② ほ場整備実施地区、中山間地域直接支払や多面的機能支払の対象集落等の集落営農の推進

【重点推進地域、主たる地域・対象】

鳴川市集落営農組織 4組織
《野菜等栽培面積》
(現状)4.5ha ⇒ (目標)6.5ha

加茂川中部地区
《集落営農組織への農地集積》
(現状)37.5ha ⇒ (目標)54.8ha

《主な取組》

- ・水稻単作経営での園芸品目導入による経営の安定化
- ・水田裏作や育苗施設を生かした栽培技術の習得
- ・ほ場の排水性改善による作業性、収量の向上

《主な取組》

- ・ほ場整備実施地区における生産基盤の最適化と、担い手による効率的営農の実践
- ・集落の合意に基づいた担い手への農地集積
- ・新たな技術・施設・機械の導入によるコストの低減

【産地戦略・展開方法】

- ・農地の維持、管理、活用について集落で検討し、集落営農による地域ビジョンの作成について支援します。
- ・集落営農組織の維持、経営安定を図るため、法人化を推進します。
- ・ほ場整備実施地区において、地域での話し合い等を通して、集落営農の組織化を支援します。

【関連する施策・事業】

- 集落営農加速化事業
- 多面的機能支払交付金事業
- 中山間地域等直接支払交付金事業

【達成指標】

項 目	現 状 (2 年度)	目 標 (7 年度)
管内での実質化された「人・農地プラン」作成数（累計）	14 地域	30 地域
集落営農組織等の法人化数（累計）	10 経営体	12 経営体



令和3年度から整備後の耕作が始まった加茂川中部地区



代表的な転作品目の1つである食用ナバナ

3 地域振興

(1) 農村整備

ア 生産基盤の整備

【現 状】

安房地域は、昭和40年代から平地部を中心に、ほ場整備事業の本格実施が始まり、現在の整備状況は水田3,331ha(整備率63.3%)、畑等446ha(整備率31.5%)で、計3,777ha(整備率57.2%)です。

ほ場整備に加え、農業用ダム建設やため池改修、揚水機場の整備など農業農村整備事業の実施により農業生産性が向上し、早場米産地の形成に大きく貢献しています。

しかしながら、農業者の高齢化による離農や農産物価格の低迷により、担い手が減少するとともに、中山間地域などの条件不利地や有害鳥獣の被害等により荒廃農地が増加しています。

【課 題】

- ① 未整備地区の整備
- ② 地域農業の方向性の確立を前提とした新規ほ場整備事業の推進
- ③ 基幹的な農道の整備

【展開方向】

- ・ 農地中間管理機構を活用したほ場整備は、中間管理権の設置ができない農地が多いことから、安房地域では進めることができます。そのため、経営体育成基盤整備事業等による担い手への集積を前提としたほ場整備を進めます。
- ・ 今後のは場整備は、実施効果などハード面で意欲を掻き立てる前に、販路の紹介、開発等を行い、農業を儲かる産業として、位置づけられた上で、人・農地プランの実質化を踏まえ、地域農業の方向性が確立された後に基盤整備を推進していきます。
- ・ 広域農道は用地取得と工事の迅速化を図り、早期完成を目指します。

【関連する施策・事業】

- 経営体育成基盤整備事業
- 広域営農団地農道整備事業



区画整理工事（加茂川中部地区）

項 目	現 状 (2 年度)	目 標 (7 年度)
基盤整備面積	3,777ha	3,820ha
基盤整備率	57.2%	57.9%

イ 農地の保全と災害の防止

【現 状】

富津市南部から鴨川市中部を結ぶ嶺岡山系を中心とした地域は、地質が不安定な地域のため、地すべり等防止法に基づく地すべり防止区域となっており、昭和34年から対策工事を進めています。

また、安房地域では農業用ため池が重要な水源となっていますが、近年、大規模地震や豪雨等により、ため池が被災している事例を踏まえ、決壊した場合に下流側の人家等への影響が大きい防災重点ため池について、防災・減災対策を行う必要があります。

【課 題】

- ① 地すべり防止施設の更新整備
- ② ため池の改修と防災・減災対策

【展開方向】

- ・ 地すべり対策により農地の保全に努めるため、計画的かつ効率的な対策工事を進めます。
- ・ 老朽化したため池の改修を進めます。
- ・ 防災重点農業用ため池の劣化状況の診断調査を行い、必要に応じて、設計及び防災工事を進めます。また、決壊した場合の耐震・豪雨調査を進めるとともに、ハザードマップの作成を進めます。

【関連する施策・事業】

- 地すべり対策事業
- ため池等整備事業
- 防災重点農業用ため池緊急整備事業



地すべり対策工事（県単奥山地区）

【達成指標】

項 目	現 状 (2年度)	目 標 (7年度)
地すべり対策事業新規採択地区数 (R2年度からの累計)	1 地区	5 地区
ため池改修地区数	26 地区	28 地区
ため池ハザードマップの作成	49 力所 (53.3%)	92 力所 (100%)

ウ 土地改良施設の長寿命化対策

【現 状】

安房地域は、半島振興法に基づく中山間地域であり、急峻狭小な地形が多く、農業用水は昔から農業用ため池、河川取水、天水に頼っていましたが、昭和30年頃から農業用ダムなどの農業水利施設が整備され、農業生産性が向上し、当地域の農業に大きく貢献しています。

しかし、これらの農業水利施設の老朽化が進んでいることから、施設の劣化状況を把握して計画的に施設の長寿命化対策が必要とされています。

【課 題】

- ① 農業用ダム、幹線用水路などの基幹的な農業水利施設の長寿命化対策

【展開方向】

- ・ 農業用ダムは築造後25～50年以上を経過しているため、施設の機能診断を行い、更新計画に基づく整備を進め、農業用水の安定供給に努めます。
- ・ 地域農業への影響が大きな受益100ha以上の幹線用水路、水門等の基幹的な農業水利施設の内、日常管理の状況や施設の重要度から整備が必要な施設については、詳細な機能診断及び保全計画を策定し、計画的な補修や更新整備を進めます。

【関連する施策・事業】

- 農業水利施設保全合理化事業
- 基幹水利施設ストックマネジメント事業
- 水利施設等保全高度化事業

【達成指標】

項目	現状 (2年度)	目標 (7年度)
基幹水利施設※の機能診断及び保全計画策定施設数	11 施設	26 施設

※基幹水利施設：国営または県営土地改良事業により造成された受益100ha以上の農業水利施設



金山ダム余水吐（加茂川左岸地区）



水管橋（佐久間地区）

(2) 農地利用集積の推進

ア 農地中間管理事業等を活用した農地集積の促進

【現 状】

農業者の高齢化による減少や有害鳥獣被害の増加による荒廃農地の拡大等を受け、県では「千葉県農地中間管理事業の推進に関する基本方針」を策定し、担い手への農地の集積を積極的に推進しています。

農地集積は(公社)千葉県園芸協会が県農地中間管理機構として推進しており、令和2年度末時点における安房管内の担い手へ集積が完了した農地面積は、耕地面積7,818haのうち1,561haとなっており、集積率は19.9%と平成29年度の集積率15.8%より向上しています。特に、「人・農地プラン」策定地域や基盤整備事業実施地区における集積割合が高く、これらを契機とした担い手と地域住民との話し合いや合意形成のもと、集積が進んでいます。

【課 領】

- ① 地域での話し合いと制度の周知、理解促進
- ② 農地集積推進体制の強化
- ③ 農地基盤整備事業等の活用

【展開方法】

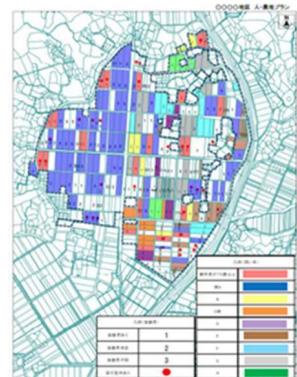
- ・ 担い手が効率的かつ安定的に農業経営を営めるよう「人・農地プラン」の実質化を支援し、プランに基づく中心的経営体への農地集積を促進します。
- ・ 農業委員及び農地利用最適化推進委員への業務に関する研修会等を実施して、適正な業務執行を指導します。また、安房地域農地利用集積推進協議会等により関係機関・団体の連携体制の強化を図ります。
- ・ 基盤整備を契機として地域の合意形成を進めるとともに、実情とニーズに合わせた農地基盤整備事業の実施により、担い手への農地集積・集約化を図ります。

【関連する施策・事業】

- 農地中間管理事業
- 農地集積加速化促進事業
- 人・農地プラン作成事業
- 農業基盤整備促進事業



中間管理事業、「人・農地プラン」の担い手検討会、説明会の様子



「人・農地プラン」のモデル的な地区の現状把握図

【達成指標】

項 目	現 状 (2 年度)	目 標 (7 年度)
担い手の経営耕作地面積が全農用地面積に占める割合	19.9%	25%

イ 荒廃農地の利活用の推進

【現 状】

令和2年度における安房地域の耕地面積7,818haのうち荒廃農地は1,446ha(18.4%)となっており、農業者の減少及び野生鳥獣による農作物被害により荒廃農地は増加傾向にあります。特に山間部の谷津田のような条件不利地は耕作放棄される場合が多く、有害鳥獣の住処になるなど農村環境に影響を及ぼしています。

その中で地域内外の新規参入者が担い手となり荒廃農地の受け手となる事例や、集落を核とした地域ぐるみの鳥獣害対策取組事例が見られるなど、荒廃農地解消に向けた動きが徐々に見られるようになっています。

【課 題】

- ① 後継者や新規参入者支援による担い手不足の解消
- ② 耕作条件改善による受手の負担軽減
- ③ 鳥獣被害対策の推進による営農意欲向上

【展開方法】

- ・ 市町、農業委員会や農地利用最適化推進委員と連携して、農地中間管理事業等を活用した後継者等の担い手への農地集積・集約化及び新規参入者や企業参入者の農地確保を支援します。
- ・ 荒廃農地及び荒廃農地となる恐れのある農地について、大区画化や暗渠設置等の耕作条件の改善を行って生産基盤を強化します。
- ・ 荒廃農地の発生を防止するため、捕獲・防護等の鳥獣害対策を集落単位で取り組む体制の整備等を市町と連携して進めます。

【関連する施策・事業】

- 農地中間管理事業
- 耕作放棄地総合対策事業
- イノシシ等有害鳥獣被害防止対策事業
- 園芸生産拡大支援事業
- 飼料生産拡大整備支援事業

【達成指標】

項 目	現 状 (2年度)	目 標 (7年度)
農用地区域内における荒廃農地の解消面積(H25年度からの累計)	145ha	235ha



次世代人材投資事業を活用した新規参入者による荒廃農地の解消事例（果樹）

(3) 有害鳥獣被害対策の推進

【現 状】

令和2年度の安房地域の有害鳥獣による農作物の被害金額は7,563万円で、そのうちイノシシによる被害金額は5,725万円と全体の75%を占めています。鳥獣による被害は生産者の営農意欲減退を招き、特に被害の大きい中山間地域では荒廃農地発生の一因となっています。

このような中、防護柵や捕獲対策を進めていくほか、捕獲獣を新たな資源として活用できるよう施設整備等の支援を行っています。安房地域にも3か所のジビエ加工処理施設が整備されており、今後も官民連携で、地域産業の振興につながるよう、引き続き資源活用の推進を図っていく必要があります。

また、安房地域では「安房地域野生鳥獣対策連絡会議」を設置し、地域の関係機関・団体が連携して防護や捕獲等の被害対策を行っています。

【課 題】

- ① 集落単位の被害防止対策の推進
- ② 鳥獣の住処となる荒廃農地の増加
- ③ 野生鳥獣対策関係機関・団体の連携強化

【展開方法】

- ・集落単位で地域住民及び関係機関・団体が被害防止という目標を持って防護、捕獲、環境整備、資源活用に取り組む体制を整備します。
- ・鳥獣害が発生する要因となる荒廃農地の発生防止・解消を図るため、補助事業及び制度資金を活用した担い手の育成及び農地の集積・集約化を進めます。
- ・市町が開催するイベント等の開催に協力して、周辺地域にも参加者を呼びかけ、地区外も対象とした広域的な農作物の被害防止対策の普及を推進します。
- ・千葉県野生鳥獣対策本部及び市町有害鳥獣対策協議会等との連携を図るため、安房地域野生鳥獣対策連絡会議を開催します。

【関連する施策・事業】

- 鳥獣保護管理事業計画
- イノシシ等有害鳥獣被害防止対策事業

【達成指標】

項 目	現 状 (2年度)	目 標 (7年度)
有害鳥獣による農作物被害 (金額、面積)	7,563万円/年 52.5ha/年	農作物被害の 減少を目指します



地域ぐるみの被害防止対策



「館山ジビエセンター」
オープニングセレモニー

(4) 農村の活性化

ア 農村の有する多面的機能の維持・発揮

【現 状】

農村を取り巻く環境は大きく変化しており、農村における農家数の減少や高齢化による農村集落機能の低下により、農地や農業用水路・農道・ため池等の地域資源の適切な維持管理が困難となってきています。

特に、傾斜地や小区画・不整形の農地が多い安房の中山間地域等においては、農業の生産条件が不利となっており、農業生産活動の継続による農用地の保全や多面的機能の確保、里山の保全が困難となってきています。

このため、緑豊かで住みよい農村を実現し、公的機能の理解を促進するためには、地域ぐるみで地域資源を保全する取組や農業生産活動が継続できる体制づくりが必要です。

このような中、制度の効果的活用、多面的機能支払交付金や中山間地域等直接支払交付金等の制度を活用した取組を推進しています。

【課 題】

- ① 農業者、地域住民、移住してくる新規参入者、半農半Xの人々とともに農地や農業用水路・農道・ため池等の地域資源を地域ぐるみで保全する活動組織の維持
- ② 中山間地域における適切な農業生産活動が継続できる体制の維持

【展開方法】

- ・ 地域共同による農地や農業用水路・ため池などの地域資源の持続的な保全管理活動により、農村の持つ多面的機能が維持・発揮できる環境を整備・維持する取組を支援します。
- ・ 中山間地域における多面的機能を確保するため、適切な農業生産活動を行う組織、農業者を支援します。

【関連する施策・事業】

- 多面的機能支払交付金事業
- 中山間地域等直接支払交付金事業

【達成指標】

項 目	現 状 (2 年度)	目 標 (7 年度)
多面的機能支払交付金実施組織数	40 組織	42 組織
農村の持つ多面的機能の維持・発揮を図るため農業者等が共同で取り組む活動面積（累計）	2, 192ha	2, 200ha
中山間地域等直接支払交付金交付対象協定数	94 協定	96 協定
中山間地域等直接支払交付金交付面積	639ha	640ha



地域資源の保全活動



棚田の収穫

イ 都市と農山漁村の交流促進

【現 状】

新型コロナウイルス感染症の拡大防止による外出自粛のため観光客は減少しましたが、安房地域は首都圏屈指のリゾート地域であり、これまで年間1,000万人を超える観光客が訪れていました。特にこの地域は館山自動車道・富津館山道路や広域農道など道路網が整備されており、多くの都市住民が農山漁村を訪れ交流活動につながっています。

また、花摘み・いちご狩り・棚田等の観光農業施設、農林水産物直売所、酪農のさとや道の駅といった都市農村交流施設及び宿泊施設が多く存在し、このような施設が地域農林水産業への理解を深める交流スポットとなっています。直売所は地域の拠点となっており、農林水産業者にとっても生産物販売や交流の場となっています。特に小規模事業者には生産物を有利販売する場となっています。

一方、都市部では全国的に田園回帰の流れが強まるなか、半農半X、二拠点居住を考える人が増えています。このような中、「鴨川市農林業体験交流協会」では、農地を利用し、農作業を実際に体験できる「ふれあい農園」を運営し、都市と農村とが共存できる、ふるさとづくりが進められています。

これら交流拠点から、地域農林業情報を発信することにより、都市住民と農山漁村の交流活動、農泊を推進していくとともに、他産業との連携等により地域農林産物の利活用を推進していきます。

【課 題】

- ① 農山漁村の魅力発信
- ② 地域特産品の情報発信及び地域資源の利活用の推進
- ③ 交流拠点の魅力向上や受入体制の強化
- ④ 半農半X、二拠点居住を支援するNPO法人等との協働、他産業との連携（農商工連携）

【展開方法】

- ・都市と農山漁村との交流拠点の魅力を向上させるため、農山漁村における都市住民との交流活動を支援します。
- ・観光農園、農林水産物直売所、総合交流拠点施設や農林漁家民宿等の活性化や受入体制の整備を進めるため、関係者向けの研修会を開催します。
- ・地域特産品である農林産物の情報発信、農商工連携による地域農林産物の利活用の取組を推進します。
- ・啓発資料「安房っていいな」を作成し、観光拠点等を通じ配付することによって安房地域の魅力発信に努めます。

【関連する施策・事業】

- 「グリーン・ブルーツーリズム in ちば」推進事業
- 地域発ブランド化推進事業
- ちば6次産業化ネットワーク活動事業

【達成指標】

項目	現状 (2年度)	目標 (7年度)
直売所研修会やイベント等の開催	3回/年	3回/年
主要交流拠点における入込客数*	180万人	216万人

* 千葉県観光入込調査報告



写真コンクール入選作品

(5) 森林の保全と利活用

【現 状】

スギやヒノキなど建築用材となる針葉樹の植栽や伐採、燃料やキノコ原木となる広葉樹の伐採など、かつて見られたような林業活動は、木材の代替資源の普及や人件費の上昇等により低迷しているため、針葉樹の人工林については手入れ不足による下層植生の衰退や表土流出、病虫害や風害、雪害の発生が、また広葉樹の天然林についても急斜面の大径木の根返り倒木や林縁部における落葉落枝など、防災上の問題、景観や生活環境への影響が課題となっています。

特に、令和元年房総半島台風では、重要なインフラ施設である道路や電線が、風倒木により各地で被災し社会的な問題となったところであり、また全国的に拡大しているナラ枯れの被害が県南部を中心に本県の広葉樹林でも広く発生していることから、被害木が倒木となり施設等に被害を及ぼすことが懸念されています。

そのため、県が管理する県営林や海岸県有保安林の整備に加え、民有林に対しても、森林所有者に代わって森林組合が行う森林整備を支援してきましたが、地域の森林の多くは小規模な民有林で、境界や相続者が不明な森林も多く、森林組合による整備の支障となっています。

一方で、令和元年度からは新たな財源として森林環境譲与税の市町への譲与が開始されており、市町が主体となって森林整備の全体計画づくりや森林所有者の意向調査を行う取組が始まっていることから、今後は地区ごとに団地化された森林において効果的な整備が進められることが期待できます。

既に、一部の地区では令和2年度以降、同譲与税や、重要インフラ周辺の森林整備を進める国、県の補助事業を活用し、市町の事業としてこれまで以上に積極的に森林整備に取組む事業も動き出しているので、県が間断なく適切な支援を行っていくことが必要となっています。

【課 題】

- ① 地域の森林の多くを占める小規模な民有林の境界や所有者の明確化
- ② 地域ごとの森林所有者の意向の取りまとめと森林の団地化
- ③ 市町や林業事業体による森林の経営管理の促進
- ④ 県営林、海岸県有保安林の整備推進

【展開方法】

- ・市町が、森林環境譲与税の活用も図りながら、森林整備の全体計画を作成し、地区ごとに森林所有者を把握して意向調査を進め、森林の団地化を図る取組を支援します。
- ・市町や地区の実情に応じて、市町の委託事業による整備、森林組合等の林業事業体への補助による整備、地元組織や里山活動団体への支援による整備など、多様な森林整備手法について、新たに設けられた森林経営管理協議会からの支援も得つつ検討します。
- ・重要なインフラ施設周辺の森林については、施設の管理者とも連携し、災害に強い森づくり事業などの補助事業等に取り組みつつ、実施の過程で生じてくる様々な課題へも対応できるよう、事業の調整を図ります。
- ・県営林では民有林の模範となる適切な施業の実施、林道の適正管理や資源の有効活用に取り組みます。

- ・海岸県有保安林では、松くい虫被害等で衰退したマツ林の再生や、内陸側の林帶における広葉樹の育成を進めます。

【関連する施策・事業】

- 森林環境譲与税関連施策、事業
- 災害に強い森づくり事業ほか県の森林整備補助事業
- 県営林事業、里山関連事業
- 治山事業（防災林造成、保安林緊急改良ほか）

【達成指標】

項目	現状 (2年度)	目標 (7年度)
意向調査実施地区数 (令和3年度からの累計)	—	8地区
インフラ周辺森林整備面積 (令和2年度からの累計)	0.3ha	4.5ha
海岸県有保安林整備面積 (平成24年度からの累計)	32ha	45ha



災害に強い森づくり事業